

これって、
どんな税?!

狩 猟 税

狩猟税は、鳥獣保護及び狩猟に関する施策に要する費用に充てられる目的税です。

納める人

狩猟者の登録を受ける人

納める額

狩猟免許の種別などにより、次のとおりです。

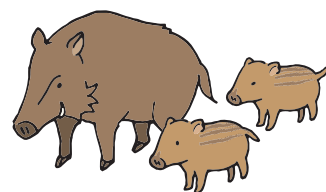
狩猟免許の種類	区 分		税 額
第一種銃猟免許 (装薬銃) (空気銃)	1号	① 県民税の所得割額の納付を要する人 ② ①の人の同一生計配偶者又は扶養親族	16,500円
	2号	1号に該当しない人で、県民税の所得割額の納付を要しない旨の証明を受けている人	11,000円
網猟免許 又は わな猟免許	3号	③ 県民税の所得割額の納付を要する人 ④ ③の人の同一生計配偶者又は扶養親族	8,200円
	4号	3号に該当しない人で、県民税の所得割額の納付を要しない旨の証明を受けている人	5,500円
第二種銃猟免許 (空気銃)	5号	—	5,500円

- ※1 第一種銃猟免許を受けたかたが、装薬銃と空気銃を併せて使用される場合は、空気銃に係る狩猟税は課税されません。
- 2 先に空気銃のみを使用することを理由に第二種銃猟免許の登録を受けているかたが、その登録期間中に装薬銃を使用するために第一種銃猟免許の登録をされる場合は、空気銃に係る狩猟税に加えて装薬銃に係る狩猟税が課税されます。

申告と納税

狩猟者の登録を受ける際に、狩猟税納付書を提出し、同時に納税窓口で納税することになっています。

また、県民税の所得割額を納めなくてもよい人等は、納付書に住所地の市町村長から、その旨の証明を受けて提出してください。



軽減措置

- ・対象鳥獣捕獲員及び認定鳥獣等事業者の従事者に係る狩猟税は非課税となります。
- ・狩猟者登録の申請日前1年以内に有害鳥獣捕獲許可に基づく許可捕獲に従事したかたに係る狩猟税は、税額が2分の1に軽減されます。

※令和6年3月31日までに受ける狩猟者の登録について適用されます。

この県税についてのお問い合わせ先

この県税についてご相談、お尋ねになりたいことがありましたら、最寄りの県税事務所または県庁税務課までお問い合わせください。

名 称	担 当	電話番号	FAX番号	所 在 地
鳥取県東部県税事務所	不動産取得税担当	(0857)20-3516,3517	(0857)20-3519	〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176 (東部庁舎4階)
鳥取県中部県税事務所	事業税担当	(0858)23-3110	(0858)23-3118	〒682-0802 倉吉市東巖城町2 (中部総合事務所内1階)
鳥取県西部県税事務所	事業税担当	(0859)31-9626	(0859)31-9613	〒683-0054 米子市鞆町一丁目160 (西部総合事務所内3階)
				(令和5年10月16日以降) 〒683-0823 米子市加茂町一丁目1 (米子市役所内2階)
鳥取県西部県税事務所日野支所	管理担当	(0859)72-2083	(0859)72-2072	〒689-4503 日野郡日野町根雨140-1 (日野振興センター1階)
鳥取県庁税務課	課税担当	(0857)26-7053	(0857)26-7087	〒680-8570 鳥取市東町一丁目220